

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年12月1日（平成29年（独情）諮問第75号ないし同第77号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（独情）答申第62号ないし同第64号）

事件名：特定法人との社会保険料に関する納付協議等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定職員が特定法人を訪問した記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定年金事務所における特定文書番号に係る特定日の発議台帳の一部不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1及び文書3の存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書2を保有していないとして不開示とし、文書4の一部を不開示とした各決定については、文書1及び文書3につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であり、文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、文書4につき、その一部を不開示としたことは結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月29日付け年機構発第1号及び同第2号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」という。）並びに同日付年機構発第3号により処分庁が行った一部開示決定（以下「原処分3」といい、原処分1及び原処分2と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである（平成29年10月20日付け文書において審査請求書への「追記」とされている部分及び意見書は省略した。）。

（1）法5条2号イについて

当方からの情報開示請求に対し『不開示』とした理由に「法5条2号

イ」を挙げているが、同条文には「ただし書き」があり「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とある。

不開示文書類のあて先は，「特定法人（審査請求人）代表取締役特定個人」（以下「事業主」という。）であり，情報開示を請求した文書等は特定年金事務所から事業主本人あてに発出され，事業主本人が受領した差押処分に係る有印公文書等の決裁に関する文書等である。

第三者による情報開示請求であれば，法5条2号イが適用されることに納得するが，上記のとおり処分に係る文書を受領した本人が情報開示請求したものであり，同条文中の「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はなく，事業主はそれら特定年金事務所から発出された公文書が適切に決裁・施行されたものかを確認するため，情報開示請求した旨を審査請求人（開示請求者）から発出した情報開示請求書における理由書にも記していたはずである。

むしろ，特定年金事務所から発出された差押処分に係る文書が取引先にも送られたことによる取引先等からの信用を失墜する社会的な辱めを受け，法人のみならず事業主自身も破産申請をせざるを得ない状態に追い込まれており，差押処分が執行された事実は既に公のものになっている。

また，事業主は夫婦ともに要介護認定を受けた身体障がい者であり，介護・医療費も必要であるにもかかわらず収入源を断たれており，通常の生活にも支障が出るなど，既に正当な利益が害されている。

仮に第三者によって文書開示請求が行われ，審査請求人に対する差押処分を公にされたところで，これ以上何の利益が害されるというのか？

事業主は本人の生命，健康，生活，財産を保護するため，文書開示請求を行ったものであり，同法条文中の「ただし」書きに該当するものである。

これに該当しなければ，どのような情報，文書が機構では開示されるのか？逆にご教示願いたい。

以下（2）～（5）に述べる理由と併せ，正しい法律を適用するのであれば，法5条2号イではなく，同条3号から6号ではないだろうか。

（2）法8条について

上記（1）と同様に，法8条により文書の有無を明らかにできないというのは，機構における不祥事隠しの証拠と判断している。

繰り返すが，情報開示請求した文書類は，特定年金事務所から事業主あてに親展で郵送された有印公文書であり，当然，機構の文書管理規程に基づき決裁・施行された文書であるはずで，情報開示請求書には法8

条対策として敢えて開示を請求する文書の写しを添付した。

したがって、機構からの開示に係る文書類には「文書は存在する」という回答となるものと考えていた。

しかし、上記を踏まえた上で8条を適用し、審査請求人への差押処分に係る有印公文書類の起案文書等の有無すら開示できないということは、「起案文書等が存在しない」言い換えれば「偽造した有印公文書によって審査請求人に対する差押処分が執行された」と言っていることと同義であるとしたか、審査請求人側では判断できない。

写しを添付して情報開示請求を事業主本人が行ったものであるので、正当な手続きにより決裁・施行された文書であるかどうか、言い逃れせずに開示すべきである。

(3) 平成29年6月29日付け年機構発第1号法人文書不開示決定通知書について

事業主あてに送付された差押処分関連の公文書には、日本年金機構文書管理規程27条1項に定められた「契印」が押印された文書は一つも無い。

同規程29条における「公印及び契印の省略」に該当していない（公印のみが押印されている）が、「差押処分」に係る文書では契印は省略できるのか？

契印の省略を可とする規程があるのであれば、その規程を示した上でご説明願いたい。

また、特定職員Aが、事業主が郵送したと主張する誓約書の返信封筒は、何故開示されないのか？

特定年月日hに代理人が特定年金事務所を訪問した際には、特定職員Bは『納付誓約書』を自信たっぷりに「これは間違いなく、お父さん（事業主）の字ですよ？」と代理人に示し、同日午後に再度、代理人が同年金事務所を訪問した際には、特定職員Aに「文書開示」の名目で納付誓約書の写しを手交されている。

事業主が上記の誓約書を「郵送」した際の返信用封筒であり、事業主が自筆で記入して「郵送」した納付誓約書も写しがもらえるのであれば、返信用封筒の表裏も開示請求するまでもなく、当然コピーしても差し支えないものと考えられるのだが、何故開示されないのか？

やはり、特定年金事務所の職員の誰かが、事業主が返信用封筒に入れ、事業主の知らないところで郵送したものであるため開示されないとしたか、審査請求人側では判断できない。機構では、職員が持ち帰った文書について、その文書を記載した事業主本人の許諾も得ず勝手に郵便物として投函すること（目的が何かは不明）を良しとしているのか？

一般の常識・道徳として、そのような行為は許されるものではないが、

機構では当然の行為なのか、ご回答願いたい。

審査請求人が情報開示請求した15項目について一括りにされ、たった1枚の文書で「不開示」と回答されたことについて、審査請求人側では機構（及び連絡を取り合っているようなので厚生労働省年金局を含む）から「罨」に嵌められ、『特定年金事務所の不祥事・犯罪行為の隠蔽をされた』としか現時点では言いようがない。

上記（1）及び（2）の法律の解釈を踏まえた上での回答を願いたい。
（4）平成29年6月29日付け年機構発第2号法人文書不開示決定通知書について

特定年月日fに、特定職員Aが外出していないことが分かった。すなわち、事業主が電話しても特定職員Aが『居留守』を使ったということが分かった。電話に出た徴収課の職員も共犯ということになる。

特定職員Aは「その日電話は受けていない」と言っているが、居留守を使っていれば当然であろう。仮に、特定職員Aがそのとき別の用事があったら電話に出られなかったとしても、電話を受けた職員は伝言を残し、特定職員Aは折り返しの電話をするのが、社会人の常識ではないか？それとも、我々が常識と考えていることは機構では「非常識」なのか？

同日に事業主から「電話を受けていない」ため、特定年金事務所長名で発出されたという特定年月日f付け差押予告通知書は、特定記録郵便で配達されているが郵便局の記録を見ると特定郵便局で同日18:00に受け付けられており、特定年金事務所の電話が自動音声に切り替わる17:00から随分早い決裁～施行、郵便局までの持ち込みである。

一般の常識で考えれば、17:00を待たずに郵送の手続きが特定年金事務所内で済んでいたため、特定職員Aは事業主からの電話に出ることができなかったのではないのか？

また、審査請求人の記録では、特定職員Aが集金を目的に来訪したのは特定年月日a及び特定年月日b（何れも忘年会シーズン）の2回であり、2回とも事業主は手形又は現金で支払っている。

特定職員Aが審査請求人を訪問したのは、事業主の記録では上記の2回を含めて全部で5回。そのうち1回（特定年月日c）は代理人に対して、初め特定職員Aは訪問したことさえ否定しており、上記（3）の納付誓約書も特定年月日hに代理人が特定年金事務所を訪問し面会した際に「返信用封筒を同封して郵送した」と虚偽の報告をしている。

実際には、特定年月日cに特定職員Aが審査請求人を訪問し、事業主に面前で記入押印させ、返信用封筒に入れずに特定職員Aの鞆にそのまま入れて持ち帰っている。

同日の訪問は、特定年月日iに代理人が事業主の記憶と特定職員Aの説明との相違があったため、特定職員Aに電話して記録を確認させたこ

とで特定職員 A の発言の虚偽が明らかとなったものである。

その他 2 回についても事業主には集金については触れず、初回の滞納金があることの報告、文書への押印が目的である。

差押処分が執行されたのは、「何度集金に行っても空戻り」とのことだったが、事業主は特定職員 A の集金には毎対応じており、領収書もある。

特定年月日 q に代理人が特定年金事務所に電話し、特定職員 A と話しをしたが「集金できなかったこともある」と特定月の対応とは異なる返事だった。

「集金できなかったこともある」ほど、特定職員 A は審査請求人を訪問しているのか？

審査請求人は、特定職員 A が訪問した際の集金に事業主が応じなかった、もしくは滞納金を支払わないと言った（当然、事業主は支払う意思を示していたが、特定年金事務所から事業主の提案は拒否されていた）公式な記録があるのか？

もし、特定職員 A が 5 回以上、審査請求人を訪問したという記録があるのであれば、カラ出張の疑いがあり、特定職員 A が旅費を横領した、もしくは職務専念義務に反したなどの可能性があり、一市民としても許せる行為ではない。

それとも、審査請求人が嘘をついているというのか？

何れにせよ、事業主は特定職員 A の集金に毎対応じて支払っており、「集金できなかった」という報告が特定職員 A からされているのであれば、特定職員 A が審査請求人から集金した金銭を詐取し横領したと審査請求人では判断する。

(5) 平成 29 年 6 月 29 日付け年機構発第 3 号法人文書開示決定通知書について

唯一、開示決定となった特定年月日 n までの発議台帳（特定文書番号 a の部分）であるが、開示実施の請求はしない。

特定年月日 p 付け特定文書番号 d で、日付の誤りについての謝罪文が事業主あてに届いたこともあるが、そもそも情報開示請求したのは特定年月日 n の発議台帳の記録であって、特定期間の分は請求していない。

どこから特定期間の分の開示の請求があったのか？

開示決定の時点で日付の誤りが分かっていたのであれば、何故その時点での訂正にならなかったのか？

そもそも、上記の謝罪文の「謝罪」の意味が不明であり、何に対しての謝罪なのか？

審査請求人は「誤りについての謝罪」を請求しているのではなく、審査請求人に対する処分が適切に執行されたものなのかについて、担当の

職員の虚偽の説明ではなく「存在する」はずの文書等の情報開示によって、真実を明らかとしたいために情報開示請求しているのである。

公文書の誤りがあれば、謝罪よりも訂正を申し出るのが先ではないだろうか？

日本年金機構文書管理規程第3節（文書の決裁）及び第4節（文書の施行）に記載された各条文を見る限り、間違った日付の文書が発出された時点で、同文書管理規程を無視した手順で施行された文書であるとの疑いが濃厚としか言いようがない。

上記の契印の省略と併せて、審査請求人への処分は適切な手順で施行されていない、そもそも起案文書すらない、偽造された有印公文書によって執行されたものと判断する。

特定年金事務所の文書管理、公印管理等は適切に行われているのか、疑いしかない。

- (6) 以上の理由により、不開示文書類の内容は機構による特定年金事務所の不適切な文書処理、犯罪行為を隠蔽する目的で、不開示決定がなされたと審査請求人は判断するものである。

機構ホームページ上で、機構理事長が平成29年9月19日付けで「ごあいさつ」として謝罪している公務員の年金問題がニュース等でも報道されているが、多額の税金をかけて平成22年に機構が発足して7年以上経過してなお、横領を公言していた社会保険事務所時代の職員らと行っていることは何ら変わっていない。むしろ、保身のために職権乱用して事業所を倒産させるなど、手口が悪質化している。

職員のコンプライアンスの徹底と組織内部での隠蔽体質の改善が根本的に行われたい限り、機構理事長が謝罪を続けることになると考える。

本不服申立てを機構において真摯に受け止め、誠意をもってご回答願いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

- (1) 処分庁は、平成29年6月29日に、以下の理由により原処分を行った。

ア 本件開示請求のうち文書1に係る部分（原処分1）

標記は、特定の法人に関する情報についてのものであり、かつ、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、社会保険料を滞納しているという事実を明らかにすることとなり、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とする。

イ 本件開示請求のうち文書2及び文書3に係る部分（原処分2）

文書2については、当該職員の特定年月日fの外出記録は、当該日において業務により外出していないため外出簿は作成されておらず、文書不存在により不開示とする。

文書3については、特定の法人に関する情報についてのものであり、かつ、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、社会保険料の納付督促を受けているという事実を明らかにすることとなり、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とする。

ウ 本件開示請求のうち文書4に係る部分（原処分3）

以下の（ア）及び（イ）の部分を除き開示する。不開示とした理由は以下の（ア）及び（イ）のとおり。

（ア）あて先の部分

特定の法人に関する情報については、法5条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とする。

（イ）特定年月日n特定文書番号aの部分

特定年金事務所における特定期間の発議台帳のうち、特定年月日k、特定年月日l、特定年月日m及び特定年月日nの発議台帳には、特定文書番号aの記載がないため、不存在により不開示とする。

（2）平成29年9月21日（同月25日受付）に、原処分を取り消すとの裁決を求める審査請求が行われた。

2 見解

（1）原処分1について

ア 法5条2号イの該当性について

特定の法人事業所における社会保険料に関する納付協議、文書（通知書等含む）の起案・発送・受付、滞納処分の事蹟を記録した文書を開示した場合、社会保険料を滞納しているという情報が公にされることとなり、当該法人が社会保険料を滞納していることが第三者に把握され、当該法人の信用及び地位、利益を不当に害するおそれがある。

このような情報については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり、不開示情報に該当することは明らかである。

イ 法8条の該当性について

特定の法人事業所における社会保険料に関する納付協議、文書（通

知書等含む)の起案・発送・受付,滞納処分の事蹟を記録した文書については,仮に社会保険料の滞納があったとして,その書類を不開示とすることは,社会保険料の滞納があった事実を認めることになり,その書類の存在の有無を回答することが,社会保険料の滞納の事実の有無を明らかにする結果となる。

したがって,本開示請求は法8条に規定する存否応答拒否を行う事案に該当する。

(2) 原処分2について

ア 文書不存在の妥当性について

当該職員の特定期月日fの外出(出張)記録を確認するため,特定年金事務所に備え付けの外出簿を確認したところ,当該日は業務により外出していないため,外出簿は作成されていないことが確認できた。よって外出簿が存在しないことから文書不存在であることは妥当である。

イ 法5条2号イの該当性について

機構における徴収職員が,特定の法人事業所へ訪問した記録(外出簿等)を開示した場合,社会保険料の納付督促を受けているという情報が公にされることとなり,当該法人が社会保険料を滞納していることが第三者に把握され,当該法人の信用及び地位,利益を不当に害するおそれがある。

このような情報については,法5条2号イに規定する「公にすることにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり,不開示情報に該当することは明らかである。

ウ 法8条の該当性について

機構における徴収職員が特定の法人事業所へ訪問した記録(外出簿等)については,仮に社会保険料の滞納があったとして,その書類を不開示とすることは,社会保険料の滞納があった事実を認めることになり,その書類の存在の有無を回答することが,社会保険料の滞納の有無を明らかにする結果となる。

したがって,文書3に係る開示請求は法8条に規定する存否応答拒否を行う事案に該当する。

(3) 原処分3について

ア 法5条2号イの該当性について

特定の法人事業所に対して発議された滞納処分業務に係る法人文書のあて先を開示した場合,滞納社会保険料の事実があるという情報が公にされることとなり,当該法人が社会保険料を滞納していることが第三者に把握され,当該法人の信用及び地位,利益を不当に

害するおそれがある。

このような情報については、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり、不開示情報に該当することは明らかである。

イ 文書不存在の該当性について

平成29年5月22日付け法人文書開示請求書をもとに、特定年月日n特定文書番号aの発議台帳を確認したところ、当該年月日の発議台帳には特定文書番号aの記載がなかったため、その時点で文書不存在による不開示とすべきであるが、対象文書の特定を行う上で、当該年月日以前の発議台帳についても念のため確認を行った。確認の結果、特定年月日jの発議台帳に特定文書番号aの記載があったため、特定期間の発議台帳を開示請求の対象文書として特定し、開示決定を行ったものである。なお、特定年月日nにおける発議台帳において、特定文書番号aの記載はなかったため、文書不存在により不開示とした原処分3は妥当であると思料する。

3 結論

以上のことから、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月1日 諮問の受理（平成29年（独情）諮問第75号ないし同第77号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月14日 審議（平成29年（独情）諮問第77号）
- ④ 平成30年1月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受（平成29年（独情）諮問第75号ないし同第77号）
- ⑤ 同年2月15日 本件対象文書の見分（平成29年（独情）諮問第77号）及び審議（平成29年（独情）諮問第75号ないし同第77号）
- ⑥ 同月26日 平成29年（独情）諮問第75号ないし同第77号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、平成29年5月16日付け法人文書開示請求書により、別紙1の1に掲げる各文書の開示を求め、同年6月7日付け法人文書開示

請求書により、別紙 1 の 2 に掲げる文書の開示を求めたものであるところ、処分庁は、原処分 1 により、文書 1 についてはその存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、原処分 2 により、文書 2 については不存在であるとして不開示とするとともに、文書 3 についてはその存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、原処分 3 により、文書 4 についてその一部を不開示とした。

なお、本件請求文書と本件対象文書の各名称及び平成 29 年 5 月 26 日付け補正依頼書の記載を踏まえれば、原処分 2 は別紙 1 の 1 に掲げる請求文書⑨及び別紙 1 の 2 に掲げる請求文書を、原処分 3 は別紙 1 の 1 に掲げる請求文書⑩をそれぞれ対象とし、原処分 1 は別紙 1 に掲げるその余の 15 文書を対象としたものと認められる。

そして、審査請求人は原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書（文書 4）の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 原処分 1 及び原処分 3 並びに原処分 2 のうち文書 2 に係る部分について

ア 当該処分は、平成 29 年 5 月 16 日付け法人文書開示請求書により開示が求められた文書（別紙 1 の 1 に掲げる各文書）を対象としたものであるところ、当該開示請求書を見ると、「1 請求する法人文書の名称等」欄には、「開示を請求する文書は別紙 1 のとおり」との記載に加えて「開示を請求する理由は別紙 2 のとおり」との記載がされており、当該開示請求書の「別紙 2」には、①特定法人が社会保険料を滞納したことによって特定年金事務所から受けた売掛金の差押処分の疑問点を確認するためとして特定年金事務所に対して行った関連文書の開示を求めた際の交渉の経緯及び②当該滞納社会保険料の督促から売掛金の差押処分に至るまでの経緯が 7 頁にわたって詳細に記載されており、その中で、本件において開示請求がされている 17 文書の位置付け等が説明されている。

これによれば、本件開示請求は、特定法人が社会保険料を滞納したという事実を前提としたものと解されるから、当該開示請求により開示が求められている文書の存否を答えることは、特定法人が社会保険料を滞納したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

イ 特定法人が社会保険料を滞納したという事実の有無を明らかにした場合、特定法人の信用を低下させ、その事業活動に支障を及ぼし、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イに該当する。

ウ 審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、特定法人に関する個別事情を把握していることを理由として、本件存否情報は、法5条2号イに該当しない旨を主張しているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、仮に審査請求人が特定法人に関する個別事情を把握していたとしても、そのことをもって本件存否情報の法5条2号イ該当性を否定することはできず、その他同号該当性を否定すべき事情は認められない。

エ また、審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、特定法人の破産申請が行われていることを理由として、仮に第三者に対して本件対象文書を開示したとしても特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、法5条2号イの不開示情報を開示することとならない旨主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定法人は、原処分より後の平成29年10月29日時点においてもなお破産手続中であり、当該手続は終了していないことから、破産法35条により法人としてなお存続しているとのことであった。

諮問庁から、特定法人に係る平成29年10月29日時点の法人登記の履歴事項全部証明書の提示を受けて確認したところ、同日時点において特定法人が破産手続中であり、法人として存続していることについては、諮問庁の上記説明のとおりであった。

そこで検討すると、破産法35条は、「他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。」と定めており、また、破産管財人は裁判所の許可を得て破産者の業務を継続することができる(同法36条)ことから、破産手続開始決定により、直ちに特定法人の正当な利益を害するおそれなくなるとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張には理由がない。

オ また、審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、本件開示請求は、破産申請に追い込まれ、収入源を断たれ通常の生活に支障が生じている事業主の生命、健康、生活、財産を保護するために行ったものであることから、法5条2号ただし書に該当するため、開示されるべ

きである旨主張している。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるから、個別の事情が法5条2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」か否かは、飽くまで、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、本件対象文書の開示により、上記のような個人的な利益があったとしても、この点だけをもって同号ただし書該当性を認めることはできず、その他同号ただし書該当性を肯定すべき事情は認められない。

カ 以上を踏まえると、文書1、文書2及び文書4については、その存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により開示請求を拒否し、不開示とすべきであったものと認められる。

キ そうすると、処分庁が、法8条の規定により、原処分1により、文書1の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当である。

また、処分庁は、原処分2により、文書2については文書が存在しないとして不開示とし、原処分3により、文書4については一部を除き開示するとしたものであるが、原処分2及び原処分3を取り消した上で法8条により改めて不開示とする意味はないことから、原処分2及び原処分3は、結論において妥当であると認められる。

(2) 原処分2のうち文書3に係る部分について

ア 文書3は、特定年金事務所厚生年金徴収課の特定職員Aが特定法人を訪問した記録であり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、徴収職員による特定の法人事業所への訪問は、滞納された社会保険料の徴収のために行われるものであることから、当該記録は特定法人による社会保険料の滞納を前提とするものであるとのことであった。

イ そうすると、文書3の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにするものと認められることから、上記(1)カと同様、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで文書3に係る開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、文書1及び文書3に

つき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、文書4につき、その一部を同号イに該当するとして不開示とした各決定については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、文書1及び文書3につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であり、文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、文書4につき、その一部を不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件請求文書)

- 1 平成29年5月16日付け法人文書開示請求書による請求文書
 - ① 特定年月日 d に特定法人が提出した「誓約書」発出に係る起案文書（起案日，決済日，稟議者，誓約書に記載された合計額の根拠が分かるもの）
 - ② 上記①の受理に係る起案文書
 - ③ 特定法人が郵送したとされる，上記①の誓約書の返信封筒の表・裏面の写し
 - ④ 特定年月日 e に特定法人が押印した「滞納保険料等内訳書（兼）債務承認書」の発出に係る起案文書（起案日，決済日，稟議者，記載された金額の根拠が分かるもの）
 - ⑤ 上記④の受理に係る起案文書
 - ⑥ 特定法人が滞納金について分納額を5万円，期間を2年に承認した電話（口頭）受付書
 - ⑦ 上記⑥について分納額・期間を変更する旨の通知に係る起案文書（特定法人には未着）
 - ⑧ 上記⑥の文書の発出（郵送）記録
 - ⑨ 特定年月日 f の特定職員 A の外出（出張）記録
 - ⑩ 特定年月日 f 付け，差押予告通知の起案文書（起案日，決済日，稟議者，記載された合計額の根拠が分かるもの）
 - ⑪ ⑩の文書の送信（郵送）記録
 - ⑫ 特定年月日 g 付け，差押調書謄本の起案文書
 - ⑬ 上記⑫に記載された金額の根拠となったデータ・書類一式
 - ⑭ 特定年月日 n 付け，特定文書番号 a の配当調書謄本（別紙5）の起案文書（起案日，決済日，稟議者，公印承認されたことが分かるもの）
 - ⑮ 特定年月日 n の文書処理簿（特定文書番号 a の部分）
 - ⑯ 上記⑭の発送（郵送）記録
 - ⑰ 特定年月日 o 付け，特定文書番号 b 及び特定文書番号 c の配当調書謄本（別紙6及び7）の起案文書（起案日，決済日，稟議者，公印承認されたことが分かるもの）
- 2 平成29年6月7日付け法人文書開示請求書による請求文書
 - ・ 特定法人
 - 特定年金事務所徴収課 特定職員 A が特定法人を訪問した記録（外出簿等）全て（訪問した回数及び訪問目的，報告内容が分かるもの）

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 特定年金事務所が、特定法人との社会保険料に関する納付協議、
文書（通知書等含む）の起案・発送・受付、滞納処分の事蹟を記録
した文書
- 文書 2 特定年金事務所厚生年金徴収課 特定職員 A の特定年月日 f の外
出（出張）記録
- 文書 3 特定年金事務所厚生年金徴収課 特定職員 A が、特定法人を訪問
した記録（外出簿等）全て
- 文書 4 特定年金事務所における特定期間の発議台帳（特定文書番号 a の
部分）